

環衛第1884号
令和3年11月11日

(一社) 関西環境開発センター 理事長
(一社) 大阪ビルメンテナンス協会 会長
(公財) 日本建築衛生管理教育センター関西支部 次長

様

大阪府健康医療部生活衛生室長

特定建築物以外の建築物における換気状況の改善の推進について

日頃から、本府環境衛生行政にご理解・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

この度、別添のとおり、厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生課より、令和3年10月27日付け、事務連絡、「特定建築物以外の建築物における換気状況の改善の推進について」の依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症対策においては、換気の悪い密閉空間はリスク要因の一つであることから、特定建築物以外の建築物においても換気状況の改善が重要であるため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第3項に基づき、これら建築物の維持管理権原者等に対し周知する旨、対応するよう求めています。

つきましては、貴団体内において、本件の周知にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、参考までに「中小ビルの所有者・ビルを利用される皆さまへ」を同封させていただきます。

《お問い合わせ》

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課衛生指導グループ
〒540-0008 大阪市中央区大手前3-2-12 府庁別館2階
TEL：06-6944-9180
E-mail：kankyoeisei-g05@gbox.pref.osaka.lg.jp